

議員提出議案第9号

宝塚市老朽危険家屋除却後の土地に対する固定資産税の減免に関する条例の
制定について

宝塚市老朽危険家屋除却後の土地に対する固定資産税の減免に関する条例を次のとおり
制定するものとする。

平成30年（2018年）9月3日提出

宝塚市議会議長 北野聡子様

（提出者）

宝塚市議会議員 中野正

同 三宅浩二

同 江原和明

宝塚市条例第 号

宝塚市老朽危険家屋除却後の土地に対する固定資産税の減免に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第
367条の規定に基づき、老朽危険家屋を除却した後の土地に対する固定資産税の減免
を行うことにより、老朽危険家屋の除却を促進し、市民の安全・安心の確保及び住環境
の改善を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに
よる。

- （1）老朽危険家屋 家屋の老朽度に係る認定の申請を行った家屋で、別表に掲げる家
屋の老朽度の判定基準による各評点の合計点数が50点を超え、認定を受けたもの
をいう。
- （2）老朽危険家屋所在地 老朽危険家屋の所在する土地をいう。
- （3）所有者 宝塚市市税条例（昭和29年条例第32号）第53条第2項に規定する
所有者をいう。

（老朽危険家屋所在地に対する固定資産税の減免）

第3条 固定資産税の減免は、老朽危険家屋の敷地の用に供されていた土地で、当該老朽

危険家屋が滅失した日の属する年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定による住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例（以下「住宅用地の特例」という。）の適用を受けたものについて行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合については、固定資産税の減免の対象としないものとする。

(1) 老朽危険家屋所在地が、賦課期日現在において営利を目的とする活動に供されている場合

(2) 老朽危険家屋所在地の所有者が、不正な行為等により虚偽の申請を行った場合
(減免の申請)

第4条 老朽危険家屋所在地の所有者が、老朽危険家屋を除却して固定資産税の減免を受けようとする場合は、第1期の納期限の日までに減免を受けようとする理由を記載した固定資産税減免申請書及び必要書類を市長に提出しなければならない。

(減免の有効期限)

第5条 第3条による固定資産税の減免の期間は、老朽危険家屋を除却したことにより住宅用地の特例が解除される年度から起算して5年度分とする。

(減免額の算定方法)

第6条 減免額は、老朽危険家屋所在地に対する住宅用地の特例が解除される年度の賦課期日現在（翌年度からは当該年度の賦課期日現在）における当該老朽危険家屋所在地に係る固定資産税の額と住宅用地の特例の規定に準じて算出した額との差額とする。

(減免期間の終了)

第7条 減免の期間内において次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の規定にかかわらず、該当すると認められた日の属する年度をもって減免の期間を終了する。

(1) 老朽危険家屋所在地が専ら人の居住の用に供された場合

(2) 売買等の理由により、老朽危険家屋所在地の所有者が変更となった場合

(3) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

家屋の老朽度の判定基準			評点
構造の腐朽又は破損の程度	(1) 床	ア 根太落ちがあるもの	1 0
		イ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	1 5
	(2) 基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	2 5
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	5 0
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	1 0 0
	(3) 外壁又は界壁	ア 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	1 5
		イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	2 5
	(4) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	1 5
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの	2 5
		ウ 屋根が著しく変形したもの	5 0
防火上又は避難上の構造の程度	(1) 外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	1 0
		イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	2 0
	(2) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	1 0
道路等の通行人又は隣接地に対する影響	外壁又は屋根等	外壁、屋根材が道路又は隣接地に落下する等敷地外に被害を及ぼすおそれのあるもの	5 0
その他		街並みの景観を著しく害する等特別な配慮が必要なもの	1 5

備考 当該家屋が通学路に面している場合は、各評点の合計点数に1.5を乗ずる。